

2025年4月より、 既存建築物の現況調査 新ガイドラインが開始

既存建築物の現況調査-ガイドラインが変更

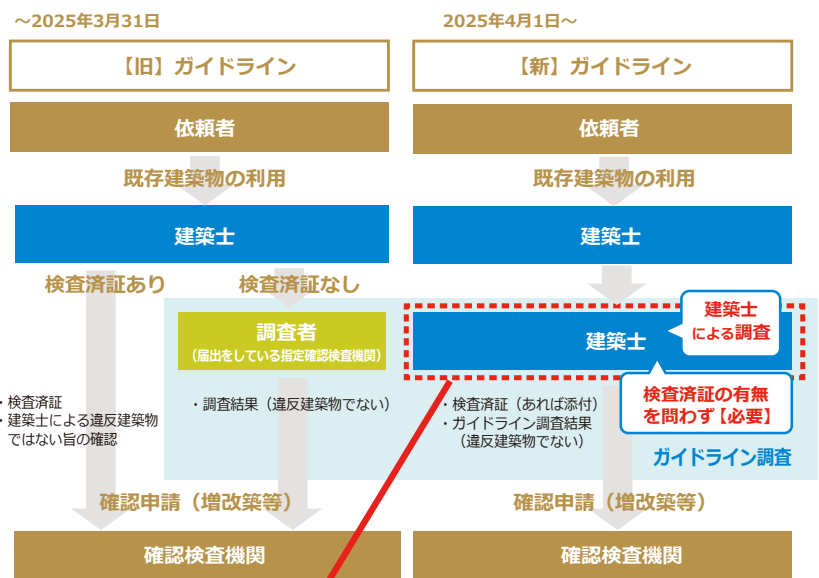
2025（令和7）年3月31日 「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」の廃止



2025（令和7）年4月1日 「既存建築物の現況調査ガイドライン（新ガイドライン）」が開始
既存建築物を増築、改築、移転、大規模の修繕または模様替えをしようとした際の、該当建築物の建築基準法令の規定への適合状況を調査するための手順、方法等を示しています。

既存建築物の現況調査-新旧ガイドラインの変更点

検査済証がない建築物の場合でも、そのみをもって、直ちに特定行政庁による違反建築物に対する措置が必要であると判断されるものではなく、建築基準法令の規定（既存不適格である規定を除く）に適合しない部分がある場合でも、「建築主事や指定確認検査機関による確認・検査を受ける」ことで、適法に増築等を行うことが可能であり、必ずしも確認審査等の前に、特定行政庁において当該建築物が違反建築物であるか否かを確定することを要しないとされました。



ビューローベリタスが
お手伝いできること

現況調査報告書の作成に必要な検査済証等の交付状況等の調査、
現地調査の一部をビューローベリタスが建築士に代わり行います

ご不明な点やご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

☎ 03-6402-5977 月～金（土日祝休）
9:00～17:30



技術監査サービス

検索

<https://kansa.bvjc.com/>

建築士にとっての、サービス利用のメリット

拡大する 既存建築物活用へのニーズに対応できる

既存建築物の適正な運用・活用に向けた調査の依頼が増えています。
面倒な調査は、高い専門性を持つビューローベリタスにお任せください。



「実績豊富な第三者機関」ビューローベリタスがサポートします

✓ 設計者様のご負担を大幅削減！

→ 貴重なマンパワーの有効活用につながります

アウトソースすることで建築士様は時間と労力を確保し、生産性の高い業務へ集中できます

✓ 客観的で正確な報告書

→ 増改築計画等にスムーズに移行できます

国際的に認められた第三者機関から発行された報告書は高い付加価値を提供します

ビューローベリタスの特徴

- ✓ 全国の物件に対応いたします
- ✓ 既存建物調査について豊富な経験があります